

第6編 設定せず

第7編 設定せず

第8編 エンデュランス競技

本編は FEI エンデュランス競技規程第 11 版（2023 年 1 月 1 日更新）による。

ホースマンシップと馬のウェルフェアは、エンデュランス・ライディングの核心である。エンデュランスは、エンデュランスコース走行で馬を安全に管理できる選手の能力を問うものである。これは馬のウェルフェアを損ねることなく、コース、距離、天候、地形、気候、時間に対する選手と馬のスタミナや競技への参加適性を審査するようデザインされている。

このスポーツの基本理念は、すべての（コース内の）フェイズと義務づけられた獣医師によるインスペクションすべてを含むエンデュランスコースを完走することである。競技会への出場資格認定システムは完走を基準にしており（またこれに報いるものであり）、本スポーツのどのレベルにおいてもホースマンシップの促進を目指して企画されている。

第 800 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 801 条 馬のウェルフェア

801.1 馬のウェルフェアはエンデュランスにおける最優先事項である：常に馬の健康と安全、ウェルフェアを守るためには可能な限りすべてを尽くさなければならない。この基本理念は、選手、トレーナー、ホースオーナー、クルーメンバー、サポートスタッフ、チーム、チーム監督および役員を含め、競技会に参加するすべての人員に課された最も重要な責務である。いかなる立場であっても競技会に参加する人物である限り、第 801 条と「FEI 馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－」の文言と精神を厳格に遵守しなければならない。

801.2 第 801 条 1 に加えて：

801.2.1 選手は馬の効率的で安全な騎乗知識をもっていなければならない、常に人馬の安全に配慮しなければならない。

801.2.2 選手は気候と他の条件を考慮し、馬のウェルフェアを損なうことなく、コース走行に際して自馬の健康状態の安全管理に責任がある。

801.2.3 馬が何らかの疾病に罹患しているか負傷している場合、もしくは競技能力に悪影響を与えるか増強させる効果のある薬物治療を受けている場合、選手は当該馬を競技に参加申込したり出場させることはできない。

801.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

801.3 JEF は馬への残忍な行為や虐待行為については、いかなる違反も許さない：(JEF)

801.3.1 第 801 条および／または「FEI 馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－」を遵守しな

かった場合は、馬への虐待行為とみなされ得る。

801.3.2 競技会において、競技場審判団の判断で明らかに馬への残虐な行為あるいは虐待に相当するいかなる作為あるいは不作為は、イエロー警告カードが発行されて失格となり、また本規程に示す別段の措置を受け、当該選手は JEF に報告される。(JEF)

801.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

801.4 報告要件：第 801 条 3.2 報告書には、可能な限りその目撃者の署名と住所を添えなければならない。この報告書は競技場審判団または組織委員会の事務局長へ可及的速やかに提出しなければならない。(JEF)

第 802 条 主催および公認エンデュランス競技会 (JEF)

802.1 40km 以上の距離でエンデュランス競技を行い、以下のクラスに分ける。

- ・ EN40
- ・ EN60
- ・ EN80
- ・ EN100
- ・ EN120
- ・ EN140-160

また、競技日程と距離に関しては、以下の通りとする。

EN40 とは、1日に 40 km以上～60 km未満の走行を行う競技。

EN60 とは、1日に 60 km以上～80 km未満の走行、あるいは1日 40 km以上～50 km未満の走行を2日間行う競技。

EN80 とは、1日に 80 km以上～100 km未満の走行、あるいは1日 50 km以上～60 km未満の走行を2日間行う競技。

EN100 とは、1日に 100 km以上～120 km未満の走行、あるいは1日 60 km以上～70 km未満の走行を2日間行う競技。

EN120 とは、1日に 120 km以上～140 km未満の走行、あるいは1日 70 km以上～90 km未満の走行を2日間行う競技。

EN140-160 とは、1日に 140 km以上～160 km以下の走行、あるいは1日 90 km以上～100 km以下の走行を2日間行う競技、もしくは1日 70 km以上～80 km以下の走行を3日間以上で行う競技。

802.1.1 距離の表示は実測値（小数点第1位までとし、小数点第2位以下は切り捨て）とする。

802.1.2 走行時間制限は設営するコースによって適正速度を考慮し、設定しなければならない。走行平均速度が時速 8km 以上となるよう設定する。

第 803 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 804 条 競技実施要項 (JEF)

804.1 競技実施要項は本規程に則って JEF の承認を受けなければならない。JEF は承認した段階で競技実施要項を公開する。

804.2 競技実施要項には（少なくとも）次の記載が必要である：(i)競技種目、(ii)参加申込締切日、(iii)参加申込料、(iv)出場資格、(v)最低重量要件（ある場合）、(vi)コース全長、およびコース上の

ループ数とその距離、(vii)コース概要（高度の変化を含む）、(viii)クレーポイントの数と場所、および馬への給水ポイント、(ix)走行平均速度、(x)スタートの場所と時刻、(xi)ホールドタイム、そして(xii)褒賞。

804.3 競技実施要項には参加者に関わる管理情報（例：交通手段、選手とクルーメンバーの宿泊施設、厩舎、馬糧など）についても記載することが望ましい。

第 805 条 負担重量 (JEF)

805.1 距離 100km 未満の競技では負担重量は設定しない。100km 以上の競技で最低負担重量を設定する場合は 70kg とする。負担重量の検量は、必要な場合は乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。

805.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

805.3 競技会において最低負担重量を設定した場合、要件の遵守：

805.3.1 組織委員会は、競技会にて正確な重量計を提供しなければならない。

805.3.2 選手は競技中、コースのループを走行している間（コース上を騎乗中あるいは馬を曳いている間を含む）は常時、最低負担重量を装着していなければならない。

805.3.3 検量はスタート前とフィニッシュ後に行わなければならない。また役員の要請があれば検量インスペクションを競技中のいかなる時点でも無作為に行うことができる。

805.3.4 選手が最低重量要件を遵守し損ねた場合、あるいは検量を受けなかった場合は失格となる。

第 806 条 競技出場は選手 1 名につき馬 1 頭

いかなる競技においても選手は 2 頭以上の馬で出場することはできない。

第 807 条 スタート方法 (JEF)

807.1 競技（数日間にわたって開催される競技）の初日、あるいは競技（1 日で行う競技）当日は、一斉スタート方式を採用しなければならない。馬は合図があるまでスタートラインを通過してはならない。

807.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

807.3 数日間にわたって開催される競技の 2 日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合であれば、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差を以て翌日もスタートしなければならない。一定の時間帯（例：1 時間）はこの方法でスタートを継続するが、この時間は競技場審判団長と技術代表が組織委員会と協議のうえ決定する。それ以後は残っている選手の一斉スタートとなる。

807.4 人馬コンビネーションが誤ったスタート（すなわちスタートの合図前に第 1 ループのスタートラインを通過したり、ホールドタイムが終了する前に次のループのスタートラインを通過すること）をした場合、この人馬は戻ってスタートラインを再度通過しなければならない。これを怠った場合は失格となる。この人馬コンビネーションのスタート時刻は本来のスタート合図があった時点から継続する。

807.5 人馬コンビネーションがスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この人馬は予定時刻にスタートしたものととして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を15分過ぎた場合は出場できない。本条項を遵守しなかった場合は失格となる。

第808条 計時と記録

808.1 走行時間はスタートの合図から人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過するまでを計測する。組織委員会は適切な能力のある者に、(時刻合わせした計時システムを用いて) ループとフェイズごとに各人馬コンビネーションの開始と終了の時刻、および速度を正確に計算および記録させなければならない。(JEF)

808.2 スチュワードおよび/またはタイムキーパーが計時を担当する場合は、計時を行う各ループとフェイズの開始と終了の地点で、各人馬コンビネーションの通過時刻を記録しなければならない。

808.3 各人馬コンビネーションは各フェイズ終了後に、タイムカードまたは信頼できる代替品を渡される。

808.4 使用する主たる計時システムが電子機器である場合、組織委員会はすべての電源が使用できなくなった時に備えて、代替電源および時間管理と記録管理のバックアップシステムを準備しなければならない。(JEF)

第809条 順位決定

809.1 **ホースインスペクション:** 競技のあらゆる段階でのホースインスペクションすべてに合格した人馬コンビネーションのみが最終順位決定の対象となる。

809.2 **個人順位:** スタートの順番とルールがいかようであっても、各選手はコースや距離、天候、地形、気候を考慮し、馬のウェルフェアを損ねることなく単独で時間を競っているように、全競技を終えなければならない。すべてのコース要件を遵守し、すべてのホースインスペクションに合格し、薬物規制や諸規程に定める馬と選手の安全のためのその他のプロトコルを遵守した人馬コンビネーションのうち、コース走行を最短時間で終了したコンビネーションがその競技の勝者となる。(JEF)

809.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

809.4 **デッドヒート:** 2組以上の人馬コンビネーションが同時にスタートし、また同じ総走行時間でフィニッシュとなった場合は、競技場審判団が(スチュワードの支援を得て) どちらの人馬コンビネーションがフィニッシュラインを先に通過したかを判断しなければならない(目視あるいは写真/ビデオ判定により)、その人馬コンビネーションが他方よりも上位に順位決定される。同着とならない場合がある。

809.5 **失権、失格、出場辞退、棄権:**

809.5.1 人馬コンビネーションがホースインスペクションに合格できなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、および/または完了すべき時間要件を満たさなかった場合、もしくはは付則3(失権コード)に特定したその他の「失権」事項により人馬コンビネーションが当該競技から離脱させられる場合に、**失権 (FTQ)** となって次のフェイズへは進めず、あるいは

最終順位決定の対象外となる。(JEF)

- 809.5.2 本エンデュランス規程、他の諸規程、あるいは競技実施要項に違反したため、人馬コンビネーションが競技および／または競技会から離脱させられる場合（あるいは競技および／または競技会終了後に、当該人馬コンビネーションの成績が失格とされた場合）に、**失格（DSQ）**となる。(JEF)
- 809.5.3 第 1 回（競技前）インスペクション時あるいはそれ以前に、選手が自馬の競技出場を取り止めた場合（他に競技から離脱させられる事由はなく）は、**出場辞退（WD）**となる。
- 809.5.4 第 1 回（競技前）インスペクションに合格した後に、選手が（他に競技から離脱させられる事由はなく）競技を継続しないと判断した場合は、**棄権（RET）**となる。ただし(i)当該人馬コンビネーションがスタートラインを通過する前であるか、あるいは(ii)フェイズ終了時点とするが、その場合は当該人馬コンビネーションがそのフェイズとそれ以前のフェイズを完走しており、かつ強制再インスペクションまたは要請に基づく再インスペクションを含む、各フェイズ走行後のインスペクションすべてに合格していること（各インスペクションでは馬が競技継続に適しているとみなされる必要がある）。(JEF)

第 810 条 競技からの離脱 (JEF)

- 810.1 （自主的あるいは他に理由があるかにかかわらず）競技から離脱した馬は全頭について、直ちに獣医師団のホースインスペクションを受けさせなければならない。ただし獣医師団長、救護獣医師の許可を受け、当該馬をフィールド・オブ・プレイから認可診療施設に直ちに搬送する場合を除くこととし、当該馬の獣医療記録はしかるべく更新される。本条項に違反した場合は、選手にイエロー警告カードが発行され、競技から失格となり、当該馬には 60 日の競技出場停止期間が適用される。
- 810.2 失格あるいは何らかの理由で失権となった人馬コンビネーションは、直ちにコースから退去しなければならない。他に可能な退避手段がない場合（これについては競技場審判団メンバー、あるいは同メンバーが対応できない場合はスチュワードの同意が必要）を除いてコース走行を続けることはできない。

第 811 条 競技前ブリーフィング (JEF)

- 811.1 すべての競技について、競技前ブリーフィングを行わなければならない。選手、チーム監督（該当する場合）、役員、獣医師全員の出席が必要である。出席できない場合は技術代表の許可が必要である。クルーメンバーについては出席することが望ましいが、必須ではない。
- 811.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

第 812 条 獣医療規制と治療 (JEF)

競技中の獣医療規制と治療に関する条項は付則 5 と JEF 獣医規程に定める。

第 813 条 フィールド・オブ・プレイ

- 813.1 **フィールド・オブ・プレイ**には以下に記載した場所を含め、競技とこれに関わるインスペクションが行われるすべてのエリアが入る：

- 813.1.1 **コース**（ループとフェイズに分けられ、詳細は競技実施要項とコース図に示される。第 814

条、第 815 条、第 817 条～第 820 条参照)；

813.1.2 **クルーポイント**(クルーメンバーが自分の人馬コンビネーションを支援できるコース中の指定エリアであり、競技実施要項に特定される。第 822 条 4.1 参照)；

813.1.3 **VET ゲート (獣医関門)** (人馬コンビネーションがホースインスペクションとホールドタイムのため各ループ後に停止しなければならない指定エリアで、次のエリアを含む)：

(a) **リカバリーエリア** (各ループ終了後、ホースインスペクションのためインスペクションへ入る前に馬を回復させるエリア。第 816 条参照)；

(b) **インスペクションエリア** (各ループ終了後に馬がホースインスペクションを受けなければならないエリア。第 816 条 3 参照)；および

(c) **ホールドエリア** (馬がインスペクションエリアでホースインスペクションを受けた後に、必要とされるホールドタイムを終えるまで休息できるエリア。第 816 条 8 と第 816 条 10 参照)。

813.2 **フィールド・オブ・プレイへのアクセス：**

813.2.1 フィールド・オブ・プレイへのアクセスは、本エンデュランス規程、獣医規程、他の適用された諸規程、競技実施要項に定める通り、あるいは競技場審判団からのアナウンスに従い、制限されることがある。(JEF)

813.2.2 第 816 条 4 (インスペクションエリアについてはさらに制限がある) と第 813 条 2.1 を遵守するものであるが、フィールド・オブ・プレイで許可されるクルーメンバーは 1 頭につき最大 4 名である。

813.3 **フィールド・オブ・プレイで必要な身分証明**

813.3.1 コンビネーションを組む選手と馬、および同コンビネーションを支援するクルーメンバーは、フィールド・オブ・プレイにいる間は常時、同一番号での身分証明が必要である。(JEF)

813.3.2 インスペクションエリアへ立ち入る者は組織委員会による公式かつ明確な身分証明が必要である (例えばビブの使用)。このような人物は、インスペクションエリアでは常時、公式な身分証明を身に付けていなければならない。インスペクションエリアで馬に付き添う者は、当該馬と同じ番号を身に付けていなければならない。

813.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

813.3.4 フィールド・オブ・プレイにて提示が必須である身分証明を身に付けていない人物は、フィールド・オブ・プレイから退去させられるとともに、何らかの追加制裁措置が科される場合がある。適切な身分証明、あるいは相応する正しい番号を身に付けていない人物が選手および/または馬をサポートした場合は、第 822 条 5 に定める禁止される援助とみなされる。

813.4 **人馬コンビネーションのクラス：**組織委員会は、フィールド・オブ・プレイでは色分けしたビブや腕章、リストバンド、リボン、あるいは指定の連続番号などを使い、はっきりと見える一貫した方法にて人馬コンビネーションのクラス分けをすることがある。

813.5 **馬をはっきり見えるように維持しなければならない:** フィールド・オブ・プレイでは、馬は常時、獣医師団、競技場審判団および／またはスチュワードからはっきり見える状態になければならない。馬体の部位を隠したり、また観察を妨げるようなスクリーンや備品、もしくは（人垣を含む）いかなる種類のバリアの使用も認められない。観察を妨げるために馬をローリーやトレーラーに収容してはならない。本条項に違反した場合は失格となり、および／またはイエロー警告カードが発行される。

813.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 814 条 ループ

814.1 コース全長は幾つかのセクション（**ループ**）に分けなければならない。

814.2 ループタイムは、人馬コンビネーションがループのスタートラインを通過してからそのエンドラインに至るまでを計測する。ループタイムは、リカバリータイムあるいはインスペクションエリアでの所要時間を含まない。

814.3 ループスピードとは、人馬コンビネーションがループを走行した際の平均速度であり、ループ全長を人馬コンビネーションがそのループ走行に要した時間で割って求める。

814.4 ループの要件：

814.4.1 第 814 条 4 と第 818 条 3 を遵守し、組織委員会は競技における各ループの長さを決定するとともに、競技場審判団長と獣医師団長にループ数と各ループの長さを通知しなければならない。(JEF)

814.4.2 各ループの長さは様々であってもよい（つまりループは等しい距離にする必要はない）。どのループも 20km 以上、かつ 40km 以下でなければならない。

814.4.3 競技は 1 日あるいは数日に分けて開催できるが、各競技日ともコースを 2 ループ以上に分けなければならない。(JEF)

814.4.4 第 814 条 4.3 に準拠し、競技では各々そのコース全長に応じて少なくとも次のループ数を入れなければならない：(JEF)

コース全長（／1 日あたり）	最小限度のループ数
40 km以上 80 km未満	2
80 km以上 120 km未満	3
120 km以上 140 km未満	4
140 km以上 160 km以下	5

814.4.5 馬が怪我をするリスクが高まるようなスピードを求めたループをデザインしたり、設営してはならない。この件については技術代表が最終決定をする。(JEF)

814.4.6 コースの中でも要求度の高い部分は、競技の早い段階に入れるべきである。

814.4.7 組織委員会はコース中に少なくとも 10km ごとに馬への給水が可能な設備を設けなければならない。

第 815 条 フェイズ

フェイズ（あるいはフェイズタイム）には人馬コンビネーションのループタイムとループ走行後の馬のリカバリータイムが含まれるが（第 816 条参照）、最終フェイズについては最終ループ走行後のリカバリータイムを含まない。

第 816 条 VET ゲート（獣医関門）

リカバリーエリア

816.1 各ループ走行後には、馬がホースインスペクションのためインスペクションエリアへ入る前にリカバリー（心拍数を必須パラメーターまで下げることを含む）できる安全なエリアが必要である。

816.2 馬がループのエンドラインを通過してからホースインスペクションのためにインスペクションエリアに入るラインを通過するまで、リカバリーエリアで要した時間を「リカバリータイム」と定義する。馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は、インスペクションエリアへ入場した際に記録された最初の時刻を破棄する。心拍数再測定のために再度馬を臨場させた場合は、当該馬が二度目にインスペクションエリアへ入るラインを通過した時に計時が再び止められ、リカバリータイムとして記録されるのはこの二度目にインスペクションエリアへのラインを通過した時点である。

インスペクションエリア

816.3 馬は各ループの走行終了後にホースインスペクションを受けなければならない。その目的のため、リカバリーエリアやホールドエリアから離れており、立ち入りを制限した安全なエリアを設けなければならない（**インスペクションエリア**）。

816.4 **インスペクションエリアへの立ち入り**: 競技実施要項に別途制約が記載されている場合または競技場審判団が特に指定した場合はこれに従うものであるが、インスペクションエリアにおいて 1 頭の馬に同行できるのは 2 名までである。インスペクションエリアへ入る者はいずれも、第 813 条 3 に従って、人物確認されなければならない。（JEF）

816.5 ホースインスペクション：

816.5.1 ホースインスペクションには、心拍数の回復度、代謝機能の状態、歩様、全身状態を基にした競技における馬の参加続行適性査定を含む。本エンデュランス規程に別途記載がある場合を除き、個々のホースインスペクションにおいて同一馬に対するすべての検査は同じ獣医師が実施しなければならない。

816.5.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

816.5.2(a) 通常の獣医師によるインスペクション

馬がインスペクションエリアに入る時は、（役員の指示に従い）その入口から獣医レーンにいる担当獣医師に向かって常に前進させながら、直行しなければならない。インスペクションエリアにおける行動指針は常に守られなければならない。（付則 5 パート B 10.参照）

(b) 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

- 816.5.3 次のループへ向かうため VET ゲートを出る前に馬の再インスペクションが必要な場合もある（付則 5 パート B 8.参照）。
- 816.6 **心拍数測定**：ホースインスペクションの一環として行われる最初の評価は、心拍数測定である。心拍数測定の手順詳細は付則 5 パート B9.3 に定める。
- 816.6.1 すべての競技会において、次の心拍数を超えない状態で心拍数測定に馬を臨場させなければならない：
- (a) 各ループ（最終ループを除く）のエンドライン通過後 15 分以内に心拍数 64/分 (bpm)；および
 - (b) 最終ループのフィニッシュライン通過後 20 分以内に心拍数 64 (bpm)。
- 816.6.2 第 816 条 6.1 におけるプレゼンテーションタイム（臨場までの制限時間）は人馬コンビネーションがループのエンドライン通過時点で計時を開始し、ホースインスペクションへ向かうために馬がインスペクションエリアへのラインを通過した時点で止める（心拍数の再インスペクションが必要となった場合は、プレゼンテーションタイムは継続カウントされる）。人馬コンビネーションがインスペクションエリアに到着した時に、担当獣医師が複数の馬に対応している場合は、インスペクションを待つ間、当該人馬コンビネーションのプレゼンテーションタイムの計測は停止される。（JEF）
- 816.6.3 ループのエンドライン通過前に馬が当該競技から除外された場合は、第 810 条に従って当該馬を直ちにホースインスペクションへ臨場させなければならない。この状況下でも同じ最大心拍数値を適用する。
- 816.6.4 第 816 条 6.6 の条項には制約されるが、馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は、許可されたプレゼンテーションタイム内である場合に限り、心拍数の再インスペクションに臨場させることができる。馬が 2 回目の臨場でも合格できなかった場合は「失権」となる（付則 5 パート B 9.3(f)(iv)に示す確認手順に従う）。3 回目の臨場は認められない。
- 816.6.5 コースの中間点を超えて最初の VET ゲートまたは 3 つ目の VET ゲート（いずれか早い方）およびそれ以降の各 VET ゲートインスペクションにおける最初の検査において、68bpm を超える心拍数を示していた馬は、次のフェイズのスタートが許可される前に心拍数の再インスペクションおよび強制再インスペクションに合格しなければならない。
- 816.6.6 最終ホースインスペクションでは、馬を 1 回のみ臨場させることができる。検査臨場時に最大心拍数値以内におさまっていない馬は「失権」となる（付則 5 パート B 9.3(f)(iv)の確認手順に従う）。
- 816.6.7 プレゼンテーションタイムを遵守できなかった場合は失格となる。この場合でも当該馬をホースインスペクションに臨場させなければならない、失格に加えて獣医学的な（あるいはその他の）「失権理由」も適用される場合がある。
- 816.7 **代謝機能、歩様およびその他の検査**：心拍検査後、馬は速やかにホースインスペクションにおける他の項目の検査（速歩での歩様検査を含む）をすべて受けなければならない、それらの検査は

心拍検査と同じ獣医師が行う。これら検査についての詳細は付則 5 パート B 9. に規定されている。

- 816.8 **ホールドタイム**：各ループ（最終ループを除く）後には馬に**ホールドタイム**（強制休止時間）を与えなければならず、これはリカバリータイム終了（第 816 条 2 参照）時点で開始され一定期間継続する。ホールドタイムは次の要件に従う：
- 816.8.1 各 VET ゲート（フィニッシュ後の最終 VET ゲートを除く）では、走行を終えたループの距離 1km につき少なくとも 1 分のホールドタイムを馬に与えなければならない。（例えば 35km ループ終了後は少なくとも 35 分のホールドタイムが必要である。）
- 816.8.2 140km 以上の競技では、50 分以上のホールドタイムを少なくとも 1 回は入れなければならない。その他の競技会では、40 分以上のホールドタイムを少なくとも 1 回は入れなければならない。（JEF）
- 816.8.3 ワンデイ競技会での 1 回の最長ホールドタイムは 60 分とする。
- 816.8.4 全頭対象の強制再インスペクションが必要な場合はホールドタイムを少なくとも 40 分間とし、そのホールドタイム終了前の 15 分間に馬を再インスペクションへ臨場させることが求められる。（JEF）
- 816.8.5 ホールドタイムについては、競技場審判団長および獣医師団長の意見を聞く必要がある。（JEF）
- 816.9 **馬および／または選手のウェルフェアを守るための心拍数値、プレゼンテーションタイムおよび／またはホールドタイムの修正**：
- 816.9.1 競技実施要項にて、第 816 条 6 に記載の最大値よりも低い最大心拍数および短いプレゼンテーションタイムを定める場合がある。
- 816.9.2 馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、競技場審判団長は（獣医師団長、競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議して、その助言を基に）競技会開始前または競技会期間中に、次の措置を講じることができる：（JEF）
- (a) 最大心拍数基準値の引き下げ；
 - (b) VET ゲートにおけるプレゼンテーションタイムを短縮；および／または
 - (c) ホールドタイムの延長。
- 上述の基準値の変更は、当該ループのスタート前にすべての選手に伝えられなければならない。
- 816.9.3 競技全体を通じて、競技場審判団長、獣医師団、競技場審判団メンバー、技術代表は競技状況（異常な気象状況またはその他特異な環境を含む）および各インスペクションにおける不合格馬の頭数を監視しなければならない。馬を守るために基準値に変更を加えることは、彼らの責任である。（JEF）
- 816.9.4 上記に従って基準値を引き下げ／短縮する場合は、本エンデュランス規程に則った上限値を参考に変更値を提示する。

ホールドエリア

816.10 ホースインスペクション後に、所定のホールドタイム終了まで、馬が休める安全なエリアを設けなければならない（**ホールドエリア**とする）。ホールドエリアとリカバリーエリアは同一でも離して設定してもよい。

第 817 条 コースプラン

817.1 **コースデザインの完成**：競技コースは競技開始の遅くとも 7 日前までには正式に確定させ、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡さなければならない。

817.2 **プラン、マップおよび GPS**：コースが最終確定したならば、遅くとも競技前ブリーフィングまでに各選手が次の資料を入手できるよう準備しなければならない：

817.2.1 各ループのスタート/エンドライン、クレーイングが許可される地点と給水ポイント、VET ゲート、ハザード地点を含むコース経路を示した図（あるいはマップ）（組織委員会がこのようなコース図のコピーを各選手に提供しなければならない）；そして

817.2.2 少なくとも 1:50,000 縮尺のマップあるいは GPS 装置。

817.3 **コースの修正**：コースが正式に確定した後は、いかなる変更も技術代表と競技場審判団長の承認を得ずに行うことはできない。組織委員会はこのような変更を選手および/または（該当する場合は）参加団体の責任者へ可能な限り迅速に通知しなければならない。（JEF）

第 818 条 コースデザイン、地形および安全性

818.1 組織委員会は技術代表と協議を行い、馬のウェルフェアを損なうことなく人馬コンビネーションのスタミナと騎乗技術を試すような技術的難度のある野外コース（地形や天候条件が許す範囲内）の設営を支援するものとする。（JEF）

818.2 コースにはフットイングや地形、標高、進路方向などに関連して技術的に難度の高い要素を含めるべきである。そのためにはコースに路面や溝、急勾配の上り坂、下り坂、水濠など自然な地形あるいは人工的な地形を含めるべきである。技術的に難度の高い箇所は、できる限り自然な状態のまま残さなければならないが、競技中を通して一定の状態を確実に保つために必要であれば補強を施さなければならない。

818.3 コースの地形については以下の制約を遵守しなければならない：

818.3.1 コース上の地形は選手の安全と馬のウェルフェアのために必要な場合に限り、修正することができる。コースの少なくとも 25%は修正を加えていない地形のままとしなければならない。

818.3.2 コース全長の 10%までは舗装道路であってもよい。

818.3.3 地形のタイプや標高差は競技実施要項に明記しなければならない。

818.4 最終ループのフィニッシュラインは、複数の馬が互いに邪魔することなく安全にゴールできるよう十分な長さや幅がなくならず、また人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過してから安全に停止できるよう十分なランアウトを設けなければならない。フィニッシュラインはできるだけ VET ゲート近くに設置する必要がある。

818.5 適用される速度制限、そして悪条件やトレイルの安全性の影響は受けるものの、競技は選手自身のペースで競えるように設定される：

- 818.5.1 悪条件、あるいは極度の天候状態など他の要因が発生して、人馬コンビネーションの安全なコース走行が危ぶまれる場合には、競技場審判団長と獣医師団長が組織委員会と協議のうえ、強制停止を求めるか、あるいはループ／フェイズの最長時間および／または VET ゲートの閉鎖時刻を設定して、人馬コンビネーションが余りにも他のコンビネーションから離れることのないよう配慮するとともに、馬と選手の安全とウェルフェアを確保する。(JEF)
- 818.5.2 特定のコース状況や1日のうちのどの時間帯であるかにも左右されるが、トレイルの安全性に関わる状況については、組織委員会が技術代表と協議のうえ、強制停止を求めるか、あるいは馬の歩法制限および／または速度制限を適用する箇所をコースに設けることがある。

第 819 条 コースの標識設置

- 819.1 コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確であって見やすくなければならない。特に距離標識は 10km ごとに設置しなければならない。各ループの開始と終了地点は明瞭かつ目立つもので標記しなければならない。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。
- 819.2 組織委員会がコース中に近道があることを認識した場合は、スチュワード 1 名をその地点に配置して、人馬コンビネーションが近道をとらないよう監視させなければならない。
- 819.3 コース標識の遵守は必須であり、これを怠った場合は失格となる。

第 820 条 コースの順番

- 820.1 人馬コンビネーションはコースプラン／マップに記された通り、正しい順序と方向に全コースを走行しなければならない。第 820 条 2 の条項はあるが、人馬コンビネーションがこれを怠った場合は失格となる。
- 820.2 人馬コンビネーションが経路違反をした場合、競技場審判団は（実施可能とみなした場合は）当該コンビネーションに逸脱地点に戻って経路違反を修正することを認める場合がある。人馬コンビネーションがこれを怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱の修正が不可能、および／または馬のために最善な方法とならないと競技場審判団が判断した場合は代替ルートを設定することができる。この代替ルートは正規のコースと同じタイプの地形で同一距離を走るものであり、同じループ内に設けられるため人馬コンビネーションは各 VET ゲートを正しい順番で制限時間内に通過できるものである。この場合、その人馬コンビネーションは完走証明書を受領することはできるが、「ゴールしたが順位対象外」(FNR) となる。この選手と馬はベストコンディション賞の対象にはならず、その走行は順位にはカウントされない。(JEF)

第 821 条 競技会の延期／中止 (JEF)

- 821.1 競技会は延期および／または中止される場合がある。組織委員会には、競技会開始を遅らせたり（最大 30 時間まで）、日程を変更および／または競技会を中止して会場からの避難が必要となる可能性を想定しておくことを推奨する。
- 821.2 競技会の延期および／または中止の決定は、選手および／または参加団体の責任者（該当する場合）、組織委員会、競技会役員全員へ可能な限り迅速に通知しなければならない。いかなる場合でも競技開始前かあるいは（競技がすでに始まっている場合は）次のループ前とする。

第 822 条 コース中の援助とフェアプレイ

822.1 選手はコース内で自分の馬を引いたり、馬の後ろから進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終ループエンドラインは騎乗して通過しなければならない。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

822.2 いったん人馬コンビネーションがスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできない。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

822.3 人馬コンビネーションが、これを追い越そうとする人馬を意図的に妨害した場合は失格となる。これは順位争いのための競りあいを妨げるものではなく、その意図するところは、(例えば) 走行速度が非常に遅かったり、装具トラブルに見舞われて他の選手とコース内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。

822.4 許可される援助 :

822.4.1 競技実施要項には、競技中に人馬コンビネーションへはどのような援助(クレーイング)が認められるか、特にそのような援助がコース中と VET ゲートのどこで許可されるかを詳細に記載しなければならない。コースの中でクレーイングが認められる指定エリアを「**クレーポイント**」と呼ぶ。

822.4.2 クレーポイントの間隔は 5km 以上とする。指定クレーポイント以外でのクレーイングは禁止であり、失格となる。しかし :

(a) 気候や状況に応じて自馬を管理するのは選手の責任であり、ウェルフェア保護の観点から馬に緊急援助が必要となった場合は、自馬を止めて援助を受けなければならない。これを怠った場合、あるいは自馬がそのような援助を受けるのを妨げた場合は馬への虐待行為とみなされ得る。本条項を悪用して不公平な便宜を得た場合は失格となる。緊急援助を受けた馬は獣医療上(あるいはその他)の理由による「失権」と判定される。

(b) 選手が落馬したり、他の理由で馬体から離れた場合、あるいは落鉄した場合、人馬コンビネーションはいつでも援助を受けられる。当該選手は下馬した地点あるいはコースから逸脱した地点、もしくは介入を要した地点で再騎乗し/またはこの地点からループを継続しなければならない。

822.4.3 またコース中には少なくとも 10km ごとに馬への給水指定エリアも設けられる(第 814 条 4.7 参照)。

822.5 禁止される援助 : 以下の援助を受けたり提供した選手は、失格となる : (JEF)

822.5.1 コースのいかなる場所であれ、歩行者あるいは自転車や車両に乗った人物に追従、先行または併走してもらうこと ;

822.5.2 コースに隣接したアクセストラックで、車両により追従、先行、あるいは併走してもらうこと ;

822.5.3 インспекションエリアでの速歩検査で馬を追うこと(ただし馬に速歩をさせる人物は限定的に声で追うことはできる) ;

- 822.5.4 ワイヤーフェンスを切断すること、コース内にある囲いに一部手を加えて走行しやすくすること、木を伐採したり障害物を排除すること、もしくはコースのテクニカル要素を変えてしまうこと；
- 822.5.5 コースのいかなる場所であれ、援助のために指定された場所以外で援助を提供したり、あるいは受けること；
- 822.5.6 いかなる方法であれ、コース内にいる人物（選手以外）が馬を追うこと；あるいは
- 822.5.7 依頼したか否かにかかわらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた、支援許可を受けていない人物による介入を受け入れること。

第 823 条 服装規定 (JEF)

823.1 競技会において馬に騎乗する者は以下を着用しなければならない：

823.1.1 乗馬規格／エンデュランス規格のもので確実に締められる保護用ヘッドギア；および

823.1.2 なめらかな靴底と 12mm 以上の踵がある安全な騎乗靴、あるいはケージ付き／ボックス型の
 鑑、もしくは馬術用セイフティ鑑。

823.2 すべての競技会において、参加者（本第 823 条に網羅されている人物を含む）はエンデュラン
 ス競技のイメージを損なわない適切な清潔感のある服装を着用しなければならない。さらに：

823.2.1 フィールド・オブ・プレイにおいて、また第 1 回（競技前）インスペクション、開会式、閉会
 式、ベストコンディション賞授与式、表彰式にて、選手はしかるべきチームまたは個人選手の
 騎乗服（シャツあるいは襟付きのポロシャツを含む）を着用しなければならない。

823.2.2 フィールド・オブ・プレイにおいて、また第 1 回（競技前）インスペクション、開会式、閉
 会式、ベストコンディション賞授与式、表彰式にて、クルーメンバーはしかるべき服装を着
 用しなければならない。

823.2.3 役員はフィールド・オブ・プレイにおいてはもとより、競技会中 は任務遂行において常にし
 かるべき作業用の服装（短パンやサンダルは不可）を着用しなければならない。第 1 回（競
 技前）インスペクション、開会式、閉会式、ベストコンディション賞授与式、表彰式にて役
 員はジャケット（天候を考慮して 適切と思われれば）とネクタイ（男性のみ）の着用が必要
 である。

823.2.4 インスペクションエリアにおいて、あるいは開会式、閉会式、ベスト コンディション賞授与
 式および／または表彰式では短パンの着用は認められない。安全上の理由からサンダルの着用
 はフィールド・オブ・プレイのいかなる場所でも許可されない。

823.3 許可される服装への商標表示／広告については、一般規程に定める。

823.4 競技場審判団長および／またはチーフスチュワードは、服装規定に違反して いる人物に対して着
 替えるよう求める場合があり、（この人物がこれに従わない場合は）フィールド・オブ・プレイか
 らの退去を求める（あるいは退去させる）ことがある。

第 824 条 染料とスキンクリーム (JEF)

獣医師によるインスペクションおよび馬の個体識別の妨げとなるため、「フィールド・オブ・プレイ」では常に染料（ヘナを含む）を馬に使用することはできない。ただし主催者の指示による馬番号のペイントを除く。保護クリームや他の外用スキンクリームは馬に使用できるが、ホースインスペクション前にこれを拭き取り、あるいは「フィールド・オブ・プレイ」のいかなる場所でも獣医師や役員の求めがあれば拭き取ることを条件とする。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

第 825 条 馬具と用具

825.1 **馬具の状態**：馬に痛みを生じさせたり怪我を負わせるリスクを避けるため、馬具は安全な状態であって馬に正しく適合していなければならない。馬体に合わない馬具／用具については役員が取り外しを要請するか、改めるよう求めることがある。馬に痛みや怪我を生じる恐れのある（あるいは生じる）不適合な用具の使用は、馬への虐待行為とみなされることがある（JEF 獣医規程も参照のこと）。（JEF）

825.2 **許可された馬具**：JEF は使用が認められる馬具について詳細な規定を出すことがある。前述の内容および第 825 条 1 を遵守することを前提として、フィールド・オブ・プレイでは次の馬具の使用が必要であり、あるいは（下記の仕様で）許可される：（JEF）

825.2.1 コース中は正しく適合した頭絡と鞍が必須である。

825.2.2 ギャグと「銜のない頭絡」が許可される。

825.2.3 マルタンガールは許可されるが、馬の頭の自由な動きを過度に制限しないことを条件とする。

825.2.4 手綱は銜に取り付けるか、あるいは（銜なし頭絡の場合は）直接頭絡に取り付けなければならない。

825.2.5 銜のシャンク（銜枝）はいかなるものも 8cm を超えてはならない。

825.2.6 革製あるいはプラスチック製の鼻革が認められる。皮膚に炎症を生じる恐れがある（あるいは生じる）ほどに鼻革をきつく締めてはならない。鼻の正面で鼻革に少なくとも 2 本の指が入るほどに調整しなければならない。

825.2.7 チークピース（頭絡の頬革に取り付けるもので 2 枚の細長いシープスキンやこれに類する素材で作られたもの）は許可される。図については付則 8 参照。

825.2.8 競技実施要項に別段の記載がない限り、プリンカーとバイザー（プリンカーに類似する物だが、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している）は許可されるが、前方の視界が何の障害もなく全面的に確保されていることを条件とする。ホースインスペクションではこれらを取り外さなければならない。許可されるもの／禁止されるもののバリエーションを示す図については、付則 8 を参照のこと。

825.2.9 フライマスクは、現地の状況を考慮して競技場審判団が特別許可した場合にのみ認められるが、(i)馬の視野や聴力を過度に妨げず、(ii)馬を虫から保護する以外の目的に使用するのではなく、(iii)ホースインスペクションでは外すことを条件とする。

825.2.10 エクイブーツおよびパッドの装着は認められる。

825.2.11 馬を適切に制御でき、他の人物や馬に安全上のリスクをもたらさない場合に限り、ヘッドカラーが許可される。その他の場合は（そして多くの場合は）頭絡を使用しなければならない。

825.3 **禁止される馬具／用具：**フィールド・オブ・プレイおよびトレーニングエリアでは以下の物の使用が常時禁止される：

825.3.1 ドロー（ランニング）レーン／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限しかなない手綱；

825.3.2 ハンドルなど手綱の付属物；

825.3.3 金属チェーンの鼻革；

825.3.4 鞭（鞭として使用されるその他の物を含む）；

825.3.5 拍車；

825.3.6 第 825 条 2.9 に定めるフライマスクを除いて、馬の耳に詰めたり耳を覆う物（例えば耳栓もしくはこれに類するもの、イヤープリネット／フック）；および

825.3.7 第 825 条 2.8 と第 825 条 2.9 の条項は適用されるが、アイカバーやアイシールド（ブリンカーに類似するが、目の穴の部分で目がメッシュか他の透明な素材で覆われているか、もしくは不透明なカバーで覆われている）を含めて、馬の目を覆ったり馬の視界を妨げる物。図については付則 8 を参照。

825.4 **安全装具：**競技実施要項にて、反射材など特定の安全装具の使用が求められることがある。

825.5 **携帯電話と GPS：**携帯電話と GPS 機器の使用は認められる。その他の通信機器についてはすべて競技前に競技場審判団の承認が必要である。

825.6 **遵守を怠った場合：**役員はいつでもフィールド・オブ・プレイにて人馬コンビネーションの馬具／装具を点検できる。第 1 回（競技前）インスペクション時に、あるいはその前に人馬コンビネーションの馬具／用具が第 825 条 2（許可される馬具）および／または第 825 条 3（禁止される馬具）に違反していると役員が判断した場合は、その馬具／用具を改めるか、取り外すよう当該役員が求めることがある。この役員の指示に従わなかった場合は失格となる。この判断が第 1 回（競技前）インスペクションの後にくだされた場合は、当該コンビネーションの失格となる。（JEF）

第 826 条 出場資格:選手 (JEF)

826.1 14 歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20 歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

826.1.1 公認および主催競技に参加する選手は、JEF 騎乗者資格 B 級（エンデュランス限定）以上を取得していること。

EN60 の公認競技に参加する選手は、EN40 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

EN80 の公認競技に参加する選手は、EN60 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。
EN100 の公認競技に参加する選手は、EN80 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。
EN120 の公認競技に参加する選手は、EN100 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。
EN140-160 の公認競技に参加する選手は、EN120 の公認競技を 1 回以上完走していること。

826.1.2 選手の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。

第 827 条 出場資格:馬 (JEF)

827.1 公認および主催競技への上場資格を得るには、5 歳以上の馬であること。
EN60 の公認競技に参加する馬は、EN40 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。
EN80 の公認競技に参加する馬は、EN60 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。
EN100 の公認競技に参加する馬は、EN80 以上の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 6 歳以上であること。
EN120 の公認競技に参加する馬は、EN100 以上の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 7 歳以上であること。
EN140-160 の公認競技に参加する馬は、EN120 の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 8 歳以上であること。

827.2 馬の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。

827.3 北半球では誕生日の起算日を 1 月 1 日とし、南半球では 8 月 1 日とする。

827.4 馬の年齢は出場資格を問われている競技会開催日時時点の年齢とし、乗馬登録証に記載された信頼できる登録あるいは獣医師の記述見解のいずれかにより確認しなければならない。

第 828 条 登録 (JEF)

828.1 本規程に従い、競技に参加するにはいずれの選手、馬も JEF 登録しなければならず、適用される登録料を JEF へ支払わなければならない。

第 829 条 妊娠馬

明らかに妊娠後期、すなわち妊娠 120 日を超える牝馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会にも参加申込（あるいは出場）できない。

第 830 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 831 条 完走

競技の「完走」とは、人馬コンビネーションが適用されたコース要件（走行制限時間内での走行、近道をする事なく正しい順番での走行、禁止される援助を受けていないことなど）に従ってコースのフェイズすべての走行を終え、すべてのホースインスペクションに合格し、最低負担重量要件（設けられている場合）と適用された速度制限を遵守し、出場辞退や棄権することなく、また「失権」とみなされず、競技中あるいは競技後に失格となることもなく、規定の競技出場停止期間を遵守したことを意味する。

第 832 条から第 837 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 838 条 ループの平均速度の計算と速度制限 (JEF)

838.1 ループにおけるコンビネーションの平均速度とは (第 839 条 2.1 の条項に加えて、時速 20km を超えていたかの判断目的を含む)、完走したすべてのループ (「失権」となったループも含む) での平均速度である。ループを完走していない場合、その部分的なループ走行の速度は平均に勘案しない。馬が最初のループを完走していない場合は、平均速度を記録しない。

838.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

第 839 条 競技出場停止期間 (MOOCP) (JEF)

839.1 標準的な MOOCP :

FEI あるいは JEF 主催・公認競技会に 1 回出場したのち、馬は以下の MOOCP を経なければ競技会に出場できない。

走行距離	0~54 kmまで	5 日
	54 kmを超えて 106 kmまで	12 日
	106 kmを超えて 126 kmまで	19 日
	126 kmを超えて 146 kmまで	26 日
	146 kmを超える場合	33 日

839.2 追加の MOOCP :

839.2.1 FEI あるいは JEF 主催・公認競技会で次のような状況が発生した場合は、第 839 条 1 に定める期間に加えて、次の MOOCP とその他の要件が適用される (下記の状況が 2 つ以上ある場合は、追加の MOOCP が累積される) :

事例	追加の MOOCP とその他の要件
コースで完走したループの平均時速 20 km (第 838 条に準拠して算出) を超えている馬	7 日
1 年間に 2 回目の FTQ-ME (失権-代謝異常)	14 日
1 年間に 3 回目 (あるいはそれ以上) の FTQ-ME (失権-代謝異常)	60 日 (第 839 条 2.3 による延長もある)
1 年間に 3 回目 (あるいはそれ以上) の FTQ-GA (失権-異常歩様)	a)180 日の MOOCP ; および b)馬は次の FEI あるいは JEF 主催・公認競技会出場前に指定の獣医検査プロトコルを経なければならない (この獣医検査用のプロトコルは付則 7 に定める)。
重篤な損傷 (筋骨格)	180 日 (第 839 条 2.3 による延長もある)
重篤な損傷 (代謝障害)	60 日 (第 839 条 2.3 による延長もある)

839.2.2 競技終了時点で、治療を受けた馬の様子を個々に確認し、それらの馬に(i)第 839.2.1 条に定める追加の MOOCP を課す必要がある場合、または(ii)追加の MOOCP は必要ないが許可された治療を受ける必要があると特定するのは獣医師団長、救護獣医師の責務である。

839.2.3 重篤な損傷による MOOCP あるいは FTQ-ME を繰り返した場合の MOOCP は、JEF エンデュランス本部の判断でさらに延長される場合がある。

839.3 MOOCP 要件：

839.3.1 第 839 条 1 にて標準的な MOOCP は、該当する競技が終了(競技の終了は走行制限時間(カットオフタイム)で決定する)した翌日の午前 00:01 に始まり、MOOCP 最終日の深夜 24:00 に終了する。第 839 条 2 の追加 MOOCP は、標準的な MOOCP が終了する翌日の午前 00:01 に始まり、追加 MOOCP の最終日の深夜 24:00 に終了する。いかなる場合でも、当該馬が出場する次の競技のスタート時刻は、適用された MOOCP の終了後でなければならない。

839.3.2 MOOCP 中、いかなる JEF 主催・公認競技会あるいは FEI 競技会も出場することはできない。

839.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

第 840 条から第 848 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 849 条 役員ローテーション (JEF)

849.1 技術代表を務めたものは、同一会場で行う次の公認エンデュランス競技会で技術代表を務めることはできない。

849.2 競技場審判団長を務めたものは、同一会場で行う次の公認エンデュランス競技会で競技場審判団長を務めることはできない。

849.3 チーフスチュワードを務めたものは、同一会場で行うの次の公認エンデュランス競技会でチーフスチュワードを務めることはできない。

第 850 条～第 851 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 852 条 技術代表 (JEF)

852.1 技術代表は、(諸々あるなかでも)正しい参加申込手順や、入厩検査とインスペクション、厩舎と(選手およびクルーメンバーの)宿泊施設、競技会のスチュワード業務を含め、競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備を承認しなければならない。

852.2 競技会実施の準備事項を承認するまでは、技術代表が競技会準備に統括指揮権を有し、責任を負う。競技会準備事項に技術代表が納得した段階で、技術代表はその旨を競技場審判団へ通知し、その時点で競技会開催の統括指揮権と責任が競技場審判団に移行する。技術代表は引き続き競技会終了までその技術面・運営面を監督し、競技場審判団や獣医師団、組織委員会へ進言するとともに、これらを補佐する。

852.3 競技会に先がけて、技術代表は馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、組織委員会と連携して競技レベル、コースの難度、複雑な天候状態に基づいてコースレイアウトとコース状態を点検し、これを承認しなければならない。

852.4 技術代表はブリーフィングを統括し、すべての役員の業務を監督する。

852.5 技術代表は競技会の技術面および運営面での準備に関わるあらゆる状況を競技場審判団に報告し、また助言を行い、競技場審判団が必要な判断をくたせるよう随時これを支援する。

第 853 条 競技場審判団 (JEF)

853.1 競技場審判団は、競技において組織委員会が行った獣医療規制、スチュワード業務、時間計測に関わる準備事項すべてを監督する。

853.2 技術代表が競技会の準備全般について納得できた旨を競技場審判団へ報告した後は、競技場審判団が競技会の開催と統括全般に責任を負う。

853.3 組織委員会は、この他に参加申込数に応じた適正人数の役員やスチュワード、獣医師の協力を取り付けなければならない。

第 854 条 獣医師団 (JEF)

854.1 獣医師団は競技会における馬の健康と安全、ウェルフェアに関するあらゆる事柄について決定をくだし、また競技場審判団に助言する責任がある。

854.2 獣医師団長は、競技会での VET ゲートとその他馬の安全対策に関わる計画について、可能な限り早い時点で組織委員会および技術代表から相談を受けるものとする。

第 855 条 チーフスチュワード (JEF)

855.1 チーフスチュワードは競技会全般を通じ、フィールド・オブ・プレイ全体でのスチュワード業務体制に責任を負う。

855.2 チーフスチュワードは、厩舎施設のセキュリティが競技会レベルに適合しており、各 VET ゲートとコースに十分な人数のスチュワードを配置できるよう準備しなければならない。

855.3 チーフスチュワードは、開会式や閉会式など競技会中の予定行事、あるいは競技会で行われる公式行事が円滑に運営されるよう、組織委員会や競技場審判団、技術代表を支援する。

855.4 チーフスチュワードは、フィールド・オブ・プレイ全体で、競技会参加者のセキュリティとウェルフェア全般に責任を負う。

855.5 チーフスチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡をとらなければならない。競技会計画については可能な限り早い時点で組織委員会および技術代表から相談を受けるものとする。

第 856 条から第 858 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 859 条 表彰式

859.1 獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すべきである。

859.2 表彰式に出席する選手と他の関係者は第 823 条に定めるドレスコードを遵守しなければならない。

第 860 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 861 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 862 条 ベストコンディション賞 (JEF)

862.1 どの競技においても、組織委員会は競技を完走して上位（最大 10 頭）に入った馬の中から最良のコンディション馬に授与するベストコンディション賞を設けることができる。自分の馬をベストコンディション賞の審査に参加させることを選手に義務づけるものではない。

862.2 ベストコンディション賞の審査対象となっている馬は全頭がドーピング／薬物検査対象となる。これらの馬は、ベストコンディション賞の審査、ドーピング／薬物検査が終了するまで競技が継続しているものとみなされる。

第 863 条から第 866 条までは、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 867 条 抗議 (JEF)

抗議の手順は本規程に定める。

付則 1、付則 2 は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

付則 3 : 失権等に関する記号の説明 (JEF)

WD : 出場辞退

- 人馬コンビネーションが競技会に現れない。
- 第 809 条 5.3 の通り、人馬コンビネーションが第 1 回（競技前）インスペクション時あるいはそれ以前に競技への不参加を決定する。

RET : 棄権

- 第 809 条 5.4 の通り、人馬コンビネーションが競技を継続しないことを決定する。

DSQ : 失格

- 第 809 条 5.2 の通り、人馬コンビネーションは失格となる。
- 公式成績と報告書で失格の理由を JEF へ連絡しなければならない。失格の理由は競技場審判団長が検証する。
- 加えて馬は、獣医学的あるいは他の理由による失権とされることもある（例：DSQ-FTQ-ME、DSQ-FTQ-GA など）。

FNR : 走行を終了したが順位なし

- FNR とは、人馬コンビネーションは（すべてのホースインスペクションを含めて）競技を終えたが（あるいは終えたとみなされたが）、最終順位付けされない（例えば経路違反に関する第 820 条 2 を参照）。
- 人馬コンビネーションは、競技場審判団長および／または技術代表の同意をもって FNR とされることがある。FNR と判断した理由を説明しなければならない。
- FNR と判断されても、その人馬コンビネーションが当該競技会役員から完走証明書を受け取った場合は、資格認定目的においてこの競技を「完走」としてカウントする。

FTQ : 失権

FTQ とするには以下のいずれか 1 つあるいはそれ以上の併記が必要である :

- **GA** : 異常歩様
- **ME** : 代謝異常
- **MI** : 軽傷 (例えば僅かな痛み、創傷など)
- **SI-MUSCU** : 重篤な損傷 (筋骨格損傷)
- **SI-META** : 重篤な損傷 (代謝障害)
- **CI** : 致命傷
- **OT** : 時間切れ (時間内でループを完走できなかったが、そのループ後のホースインスペクションは合格)
- **FTC** : 完走ならず (ループは未完走だが、そのループ後のホースインスペクションは合格)。競技場審判団長は FTC とした理由を提示し、当該コンビネーションに何が起こったかを説明しなければならない。

付則 4 は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

付則 5 : ホースインスペクション、入厩検査、薬物規制

パート A : 獣医療規制

1. 獣医師団と馬のウェルフェア

- 1.1 第 854 条 1 に定める通り、獣医師団は競技場審判団と連携し助言しながら、競技会における馬の健康、安全およびウェルフェアに関するあらゆる事項について判断を下す責任を負う。
- 1.2 他に特別な記載がない限り、3 人の獣医師パネルによる決定はすべて多数決で行う。パネルが馬を「合格」とするか否かを決定しなければならない場合、3 人の獣医師は個々に (互いに協議をせずに) 非公開の投票用紙に記入 (合否のいずれかにチェック) し、競技場審判団メンバーに直接渡す。
- 1.3 競技場審判団は、獣医師団の判断および助言に基づいて馬のウェルフェアに関わる決定をください。獣医師団、または獣医師団からの直接の助言を受けて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、それに対して上訴することはできない。
- 1.4 競技場審判団がある馬を「失権」とした場合、その理由を示さなければならず、その理由は下記 3.1 および 3.4(c)に則って記録されなければならない。

2. 主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

3. 馬の記録 (JEF)

- 3.1 各競技会において、個体別の獣医カード(VET カード)を第 1 回 (競技前) インスペクションの前に発行し、その後行われるホースインスペクションすべてにおいて記入が必要となる。
- 3.2 ホースインスペクションにおいて必要となるすべての情報 (付則 5 パート B 9.2 参照) および獣医インスペクション/検査におけるその他の情報または本付則 5 あるいは JEF 獣医規程において要求される情報が、各人馬コンビネーションの獣医カード (VET カード) に記録されなければならない。それ以降のインスペクション時にそれらの情報が確認できなければならない。
- 3.3 選手は、ホースインスペクションの直後に、騎乗馬の記録を閲覧しコピーする権利を有する。

3.4 各競技会終了後：

- (a) その馬がスタートから最後に通過した VET ゲートまでの距離、不合格の理由（代謝、異常歩様またはその両方）、会場における治療、治療施設への搬送および競技出場停止期間（MOOCP）の詳細、さらに獣医師団が必要だと判断した馬の将来的な安全およびウェルフェアを守るために必要なあらゆるコメントが、獣医カード（VET カード）に記録されなければならない；
- (b) すべての獣医カード（VET カード）は競技会終了後、組織委員会が保管し、JEF の求めに応じて提出しなければならない；そして
- (c) 競技会の獣医報告書は JEF 獣医規程に定めるその他の報告要件に従い、JEF 事務局へ送信しなければならない。本報告書には馬に発生した傷害や疾病、そしてその傷害／疾病の治療詳細を記載しなければならない。

3.5 獣医師団および／または競技場審判団長のみが公式記録に記入することができる。

4. 競技会における獣医師による管理（JEF）

馬が輸送と競技の間に十分な休養を確実にとっていることを確認し、競技前後に獣医師による適切な監視を受けていることを確認するために、獣医師団による許可がない限り、競技に参加したすべての馬は、第1回(競技前)インスペクションの開始 1 時間前までに競技場に入厩しなければならない（やむを得ない事情による入厩時間の遅延については、獣医師団の許可が必要となる）。また、退厩は競技終了後とし、獣医師団の許可（獣医カード獣医師団の署名）が必要である。

5. 獣医療サービス（JEF）

- 5.1 獣医師団は、馬への適切な獣医サービスを提供しなければならない。
- 5.2 主催および公認競技会では適用しない。

6. 馬の死亡（JEF）

- 6.1 競技会において馬が何らかの理由で死亡した場合は、JEF 獣医規程に定める手順を確実に行う必要がある。

パート B：ホースインスペクションと入厩検査

7. 入厩検査（JEF）

- 7.1 入厩検査はすべての競技会にて実施されなければならない、JEF 獣医規程に記述の通り行わなければならない。競技会申込時に予防接種履歴の提出を求め、事前に確認しなければならない。馬匹管理者は、入厩後に速やかにその馬の健康手帳および乗馬登録証を組織委員会に提出する。
- 7.2 入厩検査の際に、獣医師団メンバーは以下のことをしなければならない：
 - (a) 健康手帳、乗馬登録証の馬体特徴図、特徴記述、マイクロチップが入っている馬はその番号と照合して、馬の個体識別を行う；
 - (b) 馬が JEF 獣医規程に則って馬インフルエンザ予防接種を受けていることを確認する；
 - (c) 馬の個体識別、予防接種歴およびその他の衛生要件に関するすべての事項が、健康手帳に記載されているか否かを確認する；
 - (d) 馬が伝染病のいかなる兆候も示していないことを確認する。これには心拍数、呼吸数および体温を測定するための臨床検査、またその他の臨症的な兆候の確認を含む；そして

(e) 輸送中の負傷または疾病の疑いがある場合に限り、四肢および／または馬体の触診を行う。

- 7.3 入厩検査の結果、競技参加適性がないと考えられる馬については、第1回（競技前）ホースインスペクションの前に競技場審判団へ報告しなければならない。獣医師団はこの件について競技場審判団と協議しなければならない、（必要に応じて）競技場審判団は当該馬を第1回（競技前）インスペクションの前に競技から除外することがある。
- 7.4 JEF 獣医規程で必要と定める馬インフルエンザ予防接種を受けていない馬、あるいは予防接種歴を確認できない馬については、競技会厩舎への入厩を拒否または退厩させることができる。
- 7.5 非感染性疾患あるいは損傷に合致する何らかの臨床的な所見が認められる馬については、可及的速やかに獣医師団へ報告しなければならない。
- 7.6 何らかの伝染病の兆候を示している馬、または伝染病の兆候を示している馬と接触した馬は、獣医師団の指示により隔離される
- 7.7 バイオセキュリティに関する懸念事項は、ただちに獣医師団へ報告しなければならない。

8. ホースインスペクション (JEF)

- 8.1 入厩検査、競技中のホースインスペクションはすべて獣医師団により行われる。ホースインスペクションの実施方法を変更する場合は、競技前に競技場審判団により発表されるか、あるいは競技実施要項に記載されなければならない。
- 8.2 **第1回（競技前）インスペクション**：第1回（競技前）インスペクションは競技開始の前日または第1ループ実施日の早い時間に実施されるべきである。
- 8.3 **各 VET ゲートにおけるホースインスペクション**：ホースインスペクションは、各ループ終了後にインスペクションエリアで実施する。
- 8.4 **強制再インスペクション**：競技場審判団と協議のうえ、獣医師団は、特定の VET ゲートにおいて競技参加中のすべての馬（または特定の条件を満たすすべての馬。第 816 条 6.5 参照）に強制再インスペクションを課すことができる。強制再インスペクションは、同一の VET ゲートにおいて、当該人馬のホールドタイム終了前の 15 分間に実施する。
- 8.5 **要請に基づく再インスペクション**：馬に関して何らかの懸念があるときは、すべての VET ゲートにおいて獣医師団メンバーは誰でも、選手に騎乗馬の再インスペクションを要請することができる。獣医師の要請による再インスペクションは、同一の VET ゲートにおいて、当該人馬のホールドタイム終了前の 15 分間に実施する。
- 8.6 **最終ホースインスペクション**：最終ホースインスペクションは、競技のフィニッシュライン通過後に行われる。
- 8.7 **出血を認めた場合の獣医師によるインスペクション：(JEF)**
ホースインスペクション中に出血が確認された場合、3名の獣医師パネルによる検査を受けなければならない。獣医師パネルが、(i)負傷箇所または傷口から流血している、または(ii)競技続行が馬のウェルフェアに何らかの危険を与える（または与える可能性がある）と判断したときは、当該馬

は不合格となる。競技を続行できるのは、獣医師パネルが、流血はしておらず競技続行が馬のウェルフェアに危険を与える（または与える可能性がある）ものではないと判断した場合に限る（たとえば、木の枝によるかすり傷）。獣医師団長は、出血により不合格となった馬について、競技会の獣医報告書（JEF 獣医規程参照）にて報告しなければならない。

8.8 その他のインスペクション：

獣医師団または競技場審判団は、競技中いつでも無作為に競技馬を選び、抜き打ち的なインスペクションを行うことができる。

9. ホースインスペクションにおける評価（JEF）

9.1 すべてのホースインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任は同等である。すなわち、競技中のホースインスペクションおよび最終ホースインスペクションにおいて、心拍、代謝状態、歩様、および全身状態を含む競技の参加継続適性の判断には、同一の基準が適用される。

9.2 **すべてのホースインスペクションにおける評価：**ホースインスペクションを行う獣医師は、馬のリカバリータイム（第 816 条 2 参照）を考慮しつつ、馬の全身状態とその代謝機能状態を評価する。この評価対象には心拍数、粘膜の状態、毛細血管再充満時間、腸の蠕動運動（腸音）、脱水度合、馬の挙動（表情）が含まれる。獣医師はまた馬の歩様を評価し、背中と腹帯周囲の触診で痛みを判断し、筋肉の触感や感受性、口や鞍下、腹帯周辺を含めた軽傷を評価する。これらの評価や、馬の状態に関わるその他の所見はすべて獣医カード（VET カード）に記録しなければならない。

9.3 心拍数評価手順：

(a) すべての心拍数測定は獣医師団メンバーが実施しなければならない。ホースインスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加の適性を正確に判断するために重要である。ホースインスペクションを指揮する獣医師には、リカバリータイムも知らされなければならない。

(b) 心拍数最大基準値は第 816 条 6.1 に規定されている（変更する場合は第 816 条 9 に準じる）。心拍数最大基準値を超える馬は競技続行を許可されず、不合格「失権－代謝異常（FTQ-ME）」とされる。心音の異常についてはすべて獣医カード（VET カード）に記録される。

(c) 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。選手、クルーメンバーが意図的にホースインスペクションを中断させた場合は、当該馬は不合格となる。

(d) 心拍数測定にあたっては聴診器または FEI 承認の電子心拍数測定機器のいずれかを用いなければならない。馬がインスペクションを受ける時は、聴診器または電子心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。検査を実施する者は心拍数測定に最適な場所に位置すること。

(e) 検査の開始とタイミング：

(i) 聴診器を使用する場合は、計時にはストップウォッチを使用しなければならない。15 秒間の計測を行い、（必要であれば以下の方法を用いて）60 秒間の心拍数を測定する。後述の (f)(i) に則って 15 秒経過時点で心拍数を評価するためには、15 秒間の心拍数に 4 をかけなければならない。心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。

(ii) 電子心拍数測定機器を使用する場合は、15 秒、30 秒、45 秒、60 秒のみの測定値を表示できるものでなければならない。計測は、機器を馬の胸部に当て、最初の心拍を測定した時に始まる。

- (f) 各馬の心拍数が、心拍数最大基準値に則しているか否かの判断：
- (i) 心拍数は15秒間隔で、最短15秒、最長60秒測定される。
 - (ii) いずれかの15秒間測定値が最大心拍数基準を満たした場合は、その測定値が記録されてインスペクションは終了する。〔すなわち最初の15秒間に心拍数が15回（またはそれより少ない）の場合は、60秒間に換算して60回（またはそれより少ない）として評価され、30秒間に32回（またはそれより少ない）、あるいは45秒間に48回（またはそれより少ない）ならば、60秒間に64回（またはそれより少ない）と同等と評価する。〕
 - (iii) 上述の間隔で測定した心拍数が最大基準値を超えた場合は、さらに15秒測定しなければならず、その上限は60秒とする。
 - (iv) 60秒経過時点で、心拍数が最大基準値を超えている場合は：
 - (A) それ（1回のみ受けることができる）最終ホースインスペクションである場合を除き、2回目のインスペクションを受けるための十分な時間が残っている場合（第816条6参照）、当該馬は心拍数の再インスペクションのために2回目のインスペクションを受けることができる。2回目のインスペクションの際も上述の(a)-(f)と同じ方法が適用される。
 - (B) 心拍数の再インスペクションを受けるための時間がない場合、心拍数の再インスペクションにおいて心拍数最大基準値を満たさなかった場合、またはそれが（1回のみ受けることができる）最終ホースインスペクションだった場合は、不合格とするための確認手順をふまなければならない。確認手順において、当該馬は不合格となった直後に異なる獣医師による検査を受けなければならない。不合格となったインスペクションで電子心拍数測定機器が使われた場合は、異なる電子心拍数測定機器（それが不可能であれば聴診器）を使わなければならない。獣医師は15秒間のみ心拍数を測定する。その結果「不合格」と認められたら、確認手順において測定された心拍数が電光掲示板に表示されるか、または審判団メンバーに伝えられなければならない。確認手順において心拍数が最大基準値を超えた馬は不合格「失権－代謝異常（FTQ-ME）」とされる。

(g) **心肺機能回復指標（CRI=Cardiac Recovery Index）：**

代謝状態の評価の一環として、各ホースインスペクションにおいて心肺機能回復指標（CRI）も測定および記録される。付則5パートB9.3の手順に従って当該馬の心拍数が記録されたら、付則5パートB9.3の手順に従ってインスペクションエリアのレーンで速歩をさせて歩様の判定を行う。選手／クルーメンバーは馬を80m速歩させなければならない（40mの往復）。獣医師は速歩開始時にストップウォッチをスタートさせて1分後に聴診器を使って最大60秒間、心拍数を測定する。1回目と2回目の心拍数の違いがCRIである。2回目の心拍数測定時にも獣医師は、競技続行適性がないことを示す兆候（心音またはリズムの異常）に留意する。2回目の心拍測定の前に、獣医師は心拍を上昇させる可能性のある行為（馬の頭部を検査するなど）をしてはならない。

- 9.4 **呼吸器：**獣医師団メンバーにより呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断されたとき、当該馬は次のフェイズに進むことができない。
- 9.5 **全身状態と代謝状態：**全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、不合格「失権－代謝異常（FTQ-ME）」とされる。
- 9.6 **代謝状態：**代謝状態は検査および当該馬の競技続行適性を示す数値の記録によって判断される。その記録には粘膜の状態、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動（腸音）、馬の挙動・表情、CRI（心拍回復指標）が含まれる。代謝状態、筋骨格系の損傷、あるいはその他の理由により馬を不合格と判断するには、獣医師3名のパネルによる再検討が必要である。

9.7 **異常歩様**：コース走行中のあらゆるインスペクションにおいて、強制屈曲試験または圧診を事前に行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに異常歩様を示し、さらにそれが痛みを引き起こしている場合、または当該馬が安全に競技継続する能力を喪失している場合は競技から除外され、不合格「失権－異常歩様（FTQ-GA）」とされる。異常歩様の評価は：

(a) インスペクションは平らで硬い路面上で実施しなければならない。

(b) 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈したとき、当該馬は3名の獣医パネルと競技場審判団の前で、再度速歩での検査を受ける。

(c) これら3名の獣医師はいずれも、馬と選手が有利になるよう、投票前に追加で1回だけ当該馬に速歩をさせることができる。その要請は競技場審判団に伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。

(d) 3回の歩様検査を経ても、馬の見せ方が良くないあるいは馬が規定の距離を速歩することができず歩様の評価ができない場合、または異常歩様のため競技続行適性がないとみなされる場合は不合格「失権－異常歩様（FTQ-GA）」とされる。

(e) 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが「不合格」の理由になるか否かにかかわらず、当該馬の獣医カード(VETカード)に記録しなければならない。

9.8 **圧痛、裂傷、創傷**：腹帯および鞍による擦過傷を含む、口内、四肢および／または体の圧痛、裂傷、創傷の痕跡は獣医カード(VETカード)に記録しなければならない。競技への参加および続行が、これらの圧痛、裂傷、創傷を悪化させる可能性がある場合、または馬のウェルフェアに何らかの危険（または危険の可能性）を与える可能性がある場合は、当該馬の競技続行は認められず、不合格「失権－軽傷（FTQ-MI）」とされる。

9.9 **蹄鉄と蹄**：蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、良いコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第1回（競技前）インスペクションを受けた馬が、1蹄かそれ以上の落鉄状態でエンドラインを通過しても構わない。しかし馬の肢または蹄鉄が、安全に競技する能力を脅かしたり、馬に痛みを与えている場合は、不合格「失権－異常歩様（FTQ-GA）」とされる。ホースインスペクションにおいて獣医師団の要請があった場合は、エクイブーツおよびパッドをはずさなければならない。

9.10 **最終ホースインスペクションでの追加手順**：

(a) 最終ホースインスペクションの目的は、通常の休止期間を経たとして、その後にさらにもう一度ループを完走することができる競技継続適性が残っているかどうかを判断するものである。

(b) 最終ホースインスペクションにおける審査は、それ以前にコース走行中に行われたホースインスペクションと同じ方法で行われ、同じ基準が適用される。ただし、審査を受ける機会は1回のみであり、そこで実施されるすべての馬の最初の速歩歩様検査は、競技場審判団立ち合いのもと獣医師団3名によるパネルの前で実施しなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度1回のみ速歩での検査を要請できる。

10. **インスペクションにおける行動指針：(JEF)**

10.1 競技場審判団とスチュワード、獣医師団メンバーは、ホースインスペクションにおける行動指針を執行する責任を有する。

10.2 ホースインスペクション・エリアでは、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬への配慮として、また馬のウェルフェアのため、(可能な限り) 静寂を維持して気を散らすような状況をなくすべきである。

- 10.3 選手およびホースインスペクションでこの選手を支援する他の人物も、ホースインスペクションにおける行動指針を尊重しなければならず、ホースインスペクションやホースインスペクション・エリアにいる馬にマイナスの影響を与えるような行動をとってはならない（あるいは不作為があってはならない）。
- 10.4 馬には頭絡あるいは（第 825 条 2.11 に従う）ヘッドカラーを装着し、他に鞍やブーツ、フライマスク、ブリンカー／バイザー、その他の馬具を含む装具を一切つけずに臨場させなければならない。馬具はインスペクションエリアへ入る前にリカバリーエリアで外さなければならない。主催者の指示による馬番号のペイント以外の皮膚への塗布物を使用している場合は、馬をホースインスペクションに臨場させる前に拭き取るよう獣医師団が要請する（第 824 条参照）。獣医師団の指示にもかかわらず、インスペクションエリアに（頭絡やヘッドカラー以外の）馬具を装着したまま、あるいは皮膚に適用した何らかの局所塗布物を取り除かずに馬を臨場させた場合、この馬は 1 回目の臨場に不合格となる。インスペクションエリアへの入場時刻はキャンセルとなり、当該馬はインスペクションエリアを退出して、2 回目（最終）の臨場を求められる（ただし最終ホースインスペクションでは再度臨場の機会はないので、この場合を除く）。
- 10.5 インスペクションに臨む馬は指示された通り、インスペクションエリア入口から直接、（スチュワードの指示に従って）レーンを指定獣医師の元へ、一定した前進運動を見せながら進まなければならない。馬を引き止めたり、一定の動きを妨げるような行動をとってはならない。心拍数測定が終わるまで、また該当する獣医師から指示があるまで、馬を速歩させてはならない。本条項に違反した場合、選手は 5 分のタイムペナルティ加算を受ける。
- 10.6 インスペクションを遅らせたり、妨害するなどの戦術的駆け引きは容認しがたいものである。心拍数測定に関わる禁止行為には、馬の前にひざまずいたり、馬の頭を下げさせる、馬に飼料を与える、あるいは何とか心拍数測定結果に影響を与えようとして馬に触れることが含まれる。歩様検査に馬を臨場させる際に禁止される行為としては、馬の頭の動きを不当に制限したり、および／または馬を追って速歩にさせること（第 822 条 5.3 にて許可されていること以外）が含まれる。歩様検査に馬を適正に臨場させられない状態が繰り返された場合は、付則 5 パート b 9.7(d) に定める通り、馬は不合格「失権－異常歩様（FTQ-GA）」となる。インスペクションエリア内で排尿を促すような動作や口笛は禁止である。
- 10.7 ホースインスペクションにおける行動指針を遵守しなかった場合は、（付則 5 パート B 10. に定める特定のペナルティに加えて、失格または他の懲戒処分、および／または競技場審判団とスチュワードが状況に鑑み妥当であるとみなした他の措置を講じる。ホースインスペクション中の不品行に関してどの段階の措置が適切であるか、競技場審判団とスチュワードは幅広い決定権を有している。

パート C：競技中の獣医学的治療（JEF）

競技会における許可される／禁止される獣医療の詳細については、JEF 獣医規程を参照。

付則 6 本条項は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

付則 7：3 回目の（あるいはそれ以上の）FTQ-GA 判定後の獣医検査（JEF）

第 839 条 2.1 に関連して、1 年間に 3 回（あるいはそれ以上）馬が異常歩様のために失権（FTQ-GA）となった場合は、当該馬が次の競技出場までに十分回復できるよう、試合復帰前に以下の措置を適用しなければならない：

1. 通知：

- 1.1 本条項は主催および公認競技会では適用しない。
- 1.2 1年間に3回（あるいはそれ以上）、異常歩様のために失権となった馬に選手が騎乗しようとする場合は、出場させる予定の競技から少なくとも4週間前までに、馬管理者責任者はJEFエンデュランス本部へその旨を通知しなければならない。
- 1.3 JEFエンデュランス本部は組織委員会および競技場審判団長に馬の追加検査を2の検査手順で手配するよう通知する。
- 1.4 本条項は主催および公認競技会では適用しない。

2. 検査手順：

- 2.1 第1回（競技前）インスペクションより前に、獣医師3名構成のパネル（獣医師団長を含む）が詳細な獣医検査を行って、当該馬の競技参加適性を判断しなければならない。
- 2.2 検査は以下の内容で構成するが、これに限定するものではない：
 - (a) 直線上での常歩と速歩；
 - (b) 円を描いての常歩と速歩；そして
 - (c) 該当する組織部位の触診
- 2.3 獣医師パネルは検査結果を競技場審判団へ通知しなければならない。競技場審判団は当該馬が第1回（競技前）インスペクションに進める状態であるか否かを判断しなければならない。
- 2.4 競技中は獣医師団が当該馬をしっかりと監視しなければならない。
- 2.5 この馬が最終ホースインスペクションで合格した場合、次の競技出場時に、この検査を必要としない。

付則 8 : ブリンカーとチークピースの図

第 825 条 2.7、第 825 条 2.8、第 825 条 3.7 に記述されている通り、許可／禁止されるブリンカーとチークピースのイラストを以下に示す。

